



新年を迎えて

弥富市教育委員会 教育長 奥山 巧

明けましておめでとうございます。平成三十年の新春を謹んでお慶び申し上げます。
市民の皆様には、日ごろより本市の教育行政、学校教育の推進につきまして、深い御理解と力強い御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の十一月に中国杭州市の郁達夫中学校六十周年記念行事の招待で本市文化協会と教育委員会事務局が代表で三日間親善交流を深めて参りました。皆様御存じかと思いますが漢詩人・書家で本市の唯一の名誉市民である服部儋風先生（一八六七—一九六四）の書齋であった藍亭を昨年四月森津の藤公園に移築公開した際、儋風先生師弟の郁達夫先生のお孫さんである郁峻峰氏と郁達夫中学校の校長先生を御招待した返礼として中国へ招かれた次第です。郁達夫中学校（生徒数二五〇〇人）の野外記念式典はそれはそれは華やかな行事でした。杭州市富陽区は大河に面した美しい都市で郁達夫公園や郁達夫通りそして郁達夫中学校、さらに生家の記念館など街の至る所に達夫先生の名前を見つけることができました。達夫先生は一八九六年富陽市に知識階層の子として生まれ、一九一三年当時の第八高等学校（現名古屋大学）に留学します。その間儋風先生に師事したといわれています。後に東京大学を卒業し中国へ帰りますが、留学中は中国と日本が戦火を交えており同級生からも蔑視されながらも日本人の女性に恋するなど多感なつらい留学時代であったことを後の小説で語っています。達夫先生は中国に帰り大学

教授等の職業を転々としながら小説家として有名になります。しかし帰国後は一貫して抗日家として活動しています。一九四五年達夫先生はスマトラで日本降伏直後スパイ容疑として日本憲兵隊に殺されたと伝えられています。私は渡中前、日本人に不平等に扱われ殺されるのか疑問でした。それは二日目の夜に達夫研究会の人たちと食事をともにしたときに解きました。私はいさつで「達夫先生が留学中蔑まれ悲しい思いをされたりしていたことを知り、日本人としてとてもつらく申し訳ない思いでいっぱいです」と伝えたら、お孫さんの峻峰氏が立ち上がり「そういう中で儋風先生は祖父を偏見なく心よりかわいがり指導してくれたのです。儋風先生を感謝する気持ちは先代からずっと伝え聞いています」と言われ、研究会の皆様一同から拍手していただき、私は感激して涙が止まりませんでした。私は何とかして儋風先生と達夫先生の崇高な精神を子どもたちに伝えたいと思い帰国しました。

市民の皆様におかれましては、これからも本市の教育行政、学校教育の格別の御支援・御協力を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

平成三十年が、皆様にとって健康で幸多い一年となります。御祈念申し上げ、新年のごあいさつとさせていただきます。

平成三十年元旦

確定申告 2月15日のお知らせ

市役所申告会場のお知らせ

市役所事務室の仮移転に伴い市役所申告会場が昨年より変更になりました。
市民の皆様にはご不便をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

《市役所申告会場》
総合社会教育センター 1階 公民館ホール



総合社会教育センター

市役所申告会場

- ▽相談期間
2月16日(金)～3月15日(木)※土、日曜日は除く
 - ▽ところ
総合社会教育センター 1階 公民館ホール
 - ▽相談時間
午前の受付 午前8時45分～11時
午後の受付 午後1時～4時
- ※混雑状況によっては、午前の受付時間中に来場されても午後の相談になる場合があります。お急ぎの方は税務署申告会場（津島商工会議所：7ページ参照）においても確定申告会場を開設していますのでご利用ください。

確定申告が必要な方は

▽一般の方の場合

事業をしている方、土地や建物を貸し付けしている方などで、平成29年中の合計所得が所得控除（基礎控除・配偶者控除・扶養控除など）の総額を超える方

▽サラリーマンの場合

給与の年間収入が2千万円を超える方
給与を1か所から受けていて、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える方
給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計金額が20万円を超える方など

確定申告書および市県民税申告書には、申告者本人および扶養親族の個人番号（マイナンバー）を記入する必要があります。

申告期限終了間近になりますと会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。
お早めに準備して期限内に申告を済ませてください。
また、確定申告が不要の方で市県民税の申告が必要な方も3月15日(木)まで総合社会教育センターにて受付をしますので、お早めに申告を済ませてください。

書に個人番号の記入が必要となりました。個人番号を記入した申告書を提出する際には、「①申告者本人の番号確認」と「②申告書を提出される方の本人確認」を実施しますので、次の書類をご持参ください。

①番号確認に必要な書類

- 個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票など
- ※番号を確認するのは申告者本人の番号のみです。扶養親族の番号確認は行いませんが、申告書に記入欄がありますので、あらかじめメモなどに控えてきてください。

②本人確認に必要な書類

- 1点で本人確認ができる書類
個人番号カード、住民基本台帳カード（顔写真有り）で有効期限内のもの、運転免許証、パスポート、障害者手帳など
- 2点で本人確認ができる書類
各種保険証、住民基本台帳カード（顔写真無し）で有効期限内のもの、年金手帳など

平成28年中所得分の確定申告（および市県民税申告）より、申告